

# 沖縄県ネットワーク等全体最適化計画策定業務委託 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

沖縄県ネットワーク等全体最適化計画策定業務

## 2 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 3 履行場所

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 ほか

## 4 業務の目的

本県では、情報システムガイドラインにおいて「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を明記し、システム導入の際はクラウドサービスを第一に検討することとしている。また、オープンデータの推進や EBPM 等による高度なデータ分析、データに基づく政策判断を推進するため、データカタログ化を進めることとしており、システム開発時にはデータ連携機能の強化が必須となる。

また、現行の沖縄県の庁内ネットワーク(以下、「現行ネットワーク」という。)は、LGWAN 接続系に業務システム及び端末を配置する  $\alpha$  モデルを採用し、安定的に業務環境を提供している一方で、国においてはインターネット上のクラウドサービスを円滑に利用するためにインターネット接続系に業務システムや端末を配置する  $\beta$  ‘モデルや、LGWAN 接続系から特定のクラウドサービスを利用可能とする  $\alpha$ ’ モデルといったネットワークモデルが提示されており、沖縄県としても職員の業務効率化や利便性向上、運用性の向上を目指し、最適な構成を選択・実現する必要がある。

本業務においては、本県情報システムのクラウド化やデータ利活用に向けたシステム間データ連携(以下、「情報システムの最適化」という。)及び現行ネットワークを構成する各要素(ネットワーク機器、セキュリティ等に係る各種システム、管理機能等)について、現状と課題を明らかにし、情報システムの最適化を含む次期庁内ネットワーク(以下、「次期ネットワーク」という。)のあるべき方向性を策定し、実現に向けて必要となる機能・調達及びロードマップを明確にした全体最適化計画を策定することを目的とする。

## 5 納品物と提出期限

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| (1) 業務計画書                  | 【令和 7 年 4 月】  |
| (2) 中間報告書                  | 【令和 7 年 10 月】 |
| ※現状と課題及び方向性(案)に関する報告       |               |
| (3) 次年度予算化に必要な資料           | 【令和 7 年 10 月】 |
| (4) 次期ネットワーク等最適化計画         | 【令和 8 年 3 月】  |
| (5) 業務委託結果報告書              | 【令和 8 年 3 月】  |
| (6) その他委託業務において必要な資料(議事録等) | 【随時】          |

---

## 6 業務内容

### 6.1 現行ネットワーク等の調査・分析

- (1) 現行ネットワークにおける各種ドキュメント(設計書等)の確認及び本県担当者や現行ネットワーク構築・保守事業者へのヒアリング等により、現行ネットワークの構成要素や状況について明らかにすること。
- (2) 全庁的に利用する内部事務システム(財務会計、文書管理、予算編成システム等の約 3～5 システム)において、現行ネットワークに起因する問題点についても調査・分析すること。
- (3) 現行ネットワークの調査・分析の対象については、次期ネットワークの方向性策定、職員の働き方、業務効率化や利便性向上に向けて検討が必要となる構成要素を整理するよう、受託者より提案のうえ本県との協議を以て決定すること。
- (4) 「クラウド・バイ・デフォルト原則」やガバメントクラウドなど、国が推進するクラウド関連の施策や他団体のクラウド化の推進状況について調査し、本県への影響や関連性について整理すること。
- (5) 本県におけるクラウドサービス導入状況を調査・分析し、更なるクラウド化を推進する上で、本県の業務・事務やシステム運用における影響やコスト抑制、BCP 対策、情報セキュリティなどの観点から、現行ネットワークにおける課題を整理すること。
- (6) 本県におけるデータ利活用(オープンデータ化の推進、EBPM の推進、データ分析の推進など)の更なる推進に向け、関連する国の施策や参考となる他団体の動向・取組などについて調査・整理すること。
- (7) 本県におけるシステム間データ連携の状況を調査・分析し、現行ネットワークにおける課題を整理すること。

### 6.2 課題抽出・分析

- (1) 「6.1 現行ネットワーク等の調査・分析」に基づき、職員の業務効率化や利便性向上、運用性の向上に向けた課題を抽出すること。
- (2) 課題の抽出においては、必要に応じて関係課や事業者ヒアリングを行うこと。
- (3) 課題について原因分析等を行い、次期ネットワークにて解決すべき事項を整理すること。

### 6.3 対応方針及び方向性の策定

- (1) 「6.2 課題抽出・分析」で整理した課題について、優先度付を行ったうえで、解決に向けた対応方針の策定を行うこと。
- (2) 対応方針の策定にあたっては、クラウドサービスの積極的な活用や更なるデータ利活用に向けたシステム間データ連携の強化に向けてあるべき方向性を策定し、その実現に寄与する最適なネットワーク構成のあり方について、受託者より提案のうえ本県との協議を経て決定すること。
- (3) 課題解決に向けた次期ネットワークにおけるネットワークモデル( $\alpha$ モデル、 $\alpha'$ モデル、 $\beta$ モデル、 $\beta'$ モデル)の方向性について、事業者等から概算費用等の情報を収集のうえ、費用対効果等から策定すること(「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関

---

する検討会 報告書／令和 6 年5月」やその後の動向を踏まえること)。

- (4) 対応方針及び方向性の策定においては、ガバメントクラウドや LGWAN などの国の動向及び他都道府県におけるネットワーク等検討状況等のほか、民間企業が提供するサービスについて情報収集を行うこと。

#### 6.4 ネットワーク等全体最適化計画の策定

- (1) 「6.3 対応方針及び方向性の策定」において示した方針案及びネットワークモデルの実現に向けて、他自治体、企業等における事例等調査やヒアリングを踏まえて、本県にとって実現性が高く有効な実現手法について検討を行うこと。
- (2) 職員の新たな働き方の実現に必要な要素だが、次期ネットワークの要件としないものについては、別途取り組むべき事項として検討時期や内容について整理すること。
- (3) 次期ネットワーク等の実現に向けて必要な調達、調達範囲、調達手法等を検討すること。
- (4) 次期ネットワーク等の実現に向けて、本県において必要となる項目を整理し、具体的なロードマップを策定すること。ロードマップにおいては、項目ごと(クラウドサービス導入、システム間データ連携機能強化、次期ネットワーク構築など)にフェーズやスケジュール、体制、費用などを明確に示すこと。
- (5) 令和 8 年度に調達や更新等が必要になる事項について、本県が行う予算化に向けた情報提供や助言等の支援を行うこと。

#### 6.5 プロジェクト管理

- (1) 本業務委託におけるプロジェクト計画及びスケジュールの策定、進捗管理、課題・リスク管理等のプロジェクト管理を行うこと。
- (2) プロジェクトリーダーは、プロジェクト計画の策定、各作業工程の管理、各部門間の調整、生産性及び品質向上に資する管理能力を有し、PMBOK(プロジェクトマネジメント知識体系)などに基づき、プロジェクトマネジメントを行えること
- (3) 庁内調整や合意形成に必要な会議(業務所管課等を含めた定例会議や業務毎の会議、情報提供事業者等との会議等)に参画し、必要な説明・助言・提案(進行・資料作成等含む)を行うこと。
- (4) 本業務委託の進捗状況について定期的に報告すること。
- (5) 各会議等の終了後、速やかに議事概要を作成し、提出(7日以内)すること。
- (6) 各会議について、基本は対面での実施とするが、事前に県の承認を得ることで Web 等での開催も可とする。

### 7 提出物

提出物は本県と受託者が協議し決定する。提出物は、紙及び電子媒体(Microsoft Office2016 で読み込み可能な Word、Excel、PowerPoint の形式)でそれぞれ1部ずつ提供すること。

また、提出物作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表を適宜使用する等、見やすく明確に作成すること。
- ・各ドキュメントの作成においては、ドキュメントの構成及び内容について、事前に協議す

---

ること。

## 8 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。  
また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

#### ○その他、簡易な業務

- 資料の収集・整理
- 複写・印刷・製本
- 原稿・データの入力及び集計
- その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

## 9 著作権及び所有権

本業務委託において、作成されるデータ、提出物等の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

## 10 その他留意事項

- (1) 本仕様書は、受託者に求める本業務委託の最低限の基準を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務委託を行う上で当然必要と見なされる事項については、受託者の責任において実施すること。

- 
- (2) 本業務委託の受託者及び受託者と関連する事業者は、次期ネットワーク整備に関する各種委託業務を受託(再委託先も含む。)できないものとする。
  - (3) 受託者が作業する場所や使用する機器(PC 等)は受託者で確保すること。